

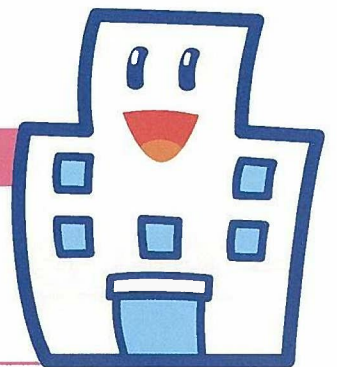
「介護保険」・「介護予防」・「日常生活支援総合事業」

利用のてびき

いつまでも住みなれた地域で暮らしていくために



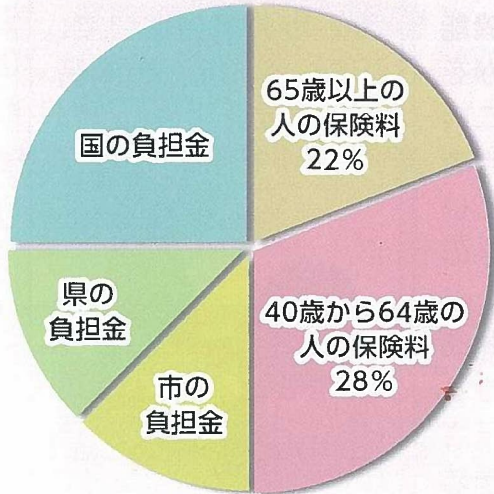
平成27年4月から
「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。



佐伯市地域包括支援センター ☎ (0972) 23-1632

みんなで介護を支えます

「介護給付」、「介護予防給付」、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、公費と40歳以上のみなさんに納めていただく保険料を財源に運営しています。それぞれのサービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



● 保険料は介護保険の大切な財源です



サービスの利用者負担

原則として費用の1割負担です。
平成27年8月から、一定以上所得者の負担が2割に変わります。

介護保険制度の目的は「**自立支援**」



保険給付は要介護状態等の軽減や悪化防止のためのサービスを提供することです

介護保険法

(目的)

第一条 要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行なうものとする。



第二項 軽減又は悪化防止に資すること

第三項 適切な保健医療・福祉サービスを、総合的かつ効率的に提供すること

第四項 可能な限り、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態になることを防止するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

サービスを利用するまでの流れ



相談

利用者や家族などが、市の担当窓口にご相談します。



基本チェックリスト

市が行う基本チェックリストで、生活機能が低下していないかをチェックします。この結果をもとに、担当者の方の方にふさわしいと思われるサービスの説明を行います。今の自分の状態をチェックして、できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。



申請

利用者や家族などが、市の担当窓口で、「要介護認定」の申請をします。



申請に必要なもの

- 65歳以上の人
 - 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険の保険証
- 40～64歳以上の人 (第2号被保険者)
 - 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険の保険証
 - 医療保険の保険証

認定調査

認定調査員が自宅を訪問し、利用者と家族に聞き取り調査などを行います。不公平感がないよう、全国共通の調査票が使われます。



一次判定

調査結果はコンピューターで分析され、要介護状態区分が導き出されます。



主治医意見書

主治医が、介護を必要とする原因の傷病などについて記載し、判定の資料とします。



二次判定

認定調査の結果と、医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする程度合い(要介護状態区分)が判定されます。



認定結果の通知

原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と保険証が届きます。

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

介護予防・日常生活支援総合事業対象者(事業対象者)

将来、介護や支援が必要となるおそれが高いとされた人です。「介護予防・日常生活支援総合事業」が利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業対象者に該当する基準を満たさない人

自立した生活が送れる人です。現在の状態を維持するために、「介護予防・日常生活支援総合事業」の中の「一般介護予防事業」が利用できません。



65歳以上の人 ※要介護認定の申請は、特定疾病の40～64歳の人でもできます

ケアプランを作成します

居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成し、利用者はケアプランに基づいてサービスを利用します。

※介護保険施設に入所する場合は、その施設でケアプランを作成してもらいます。



介護予防ケアプランを作成します

地域包括支援センターが利用者の心身の状態や意向を確認し、その結果をもとに、「介護予防サービス」と「介護予防・日常生活支援総合事業」のどちらか、または両方の利用を判断します。

その後、地域包括支援センターは利用者や家族と話し合い、介護予防ケアプランを作成し、利用者は介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用します。

地域包括支援センター

利用者の心身の状態と意向を確認し、下記の通り判断します。



「介護予防サービス」を利用と判断

「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用と判断

介護予防ケアプランを作成

介護予防ケアプランを作成

両方を同時に利用することもできます

利用者の心身の状態を確認します

地域包括支援センターが利用者の心身の状態や意向を確認し、その結果をもとに、利用する「介護予防・日常生活支援総合事業」の内容を決定します。

その後、地域包括支援センターは利用者や家族と話し合い、利用者の希望や状態に応じた介護予防ケアプランを作成します。

